様式第21号

人材開発支援助成金（障害者職業能力開発コース）

支給決定取消及び返還決定通知書

　　年　　月　　日

殿

労　働　局　長

　　　年　　月　　日付けをもって貴殿に対して行った人材開発支援助成金（障害者職業能力開発コース）の支給については下記の理由により取消したので返還されるよう通知します。

記

１　返還決定年月日　　　　　 　　　　　　年　　　月　　　日

２　支給決定番号　　　　　　第　　　　　　　　　　　　号

３　取消の事由

４　返還額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

５　返還の期限　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日

６　注意事項

（１）取消の事由が不正受給の場合は、助成金を受給した日の翌日から起算して返還を終了する日までの期間において年３％の延滞金（法定利息）が付されるとともに、当該返還金額の２割に相当する額が請求されます。

（２）取消の事由が不正受給にあたる場合は、

①　現在、労働局に対し申請を行っている他の助成金等の認定及び支給決定は行いません。

②　雇用保険法に基づく助成金等を取り扱う関係機関に通知します。これにより、雇用保険法に基づく他の助成金等について一定期間申請できなくなります。